(目的)

第1条 この規則は、東京大学宇宙線研究所規則第10条に基づき、東京大学宇宙線研究所 運営委員会(以下「運営委員会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項について定 める。

(任務)

第2条 運営委員会は、東京大学宇宙線研究所(以下「研究所」という。)の運営について 計画案を作成し、これを教授会に提出するものとする。

(構成)

- 第3条 運営委員会は、東京大学宇宙線研究所長(以下「所長」という。)及び次の各号に 掲げる約14名の委員をもって構成する。
 - (1) 研究所の教授又は准教授のうちから所長が命じた者
 - (2) 学外の関連分野研究者のうちから所長が委嘱した者
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、学内外の学識経験者のうちから所長が委嘱した者
- 2 委員の数は、学内外についてほぼ同数とする。ただし、学内者の数が運営委員会構成員 の総数の2分の1を超えることはできない。

(任期)

- 第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 2 委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の招集及び議長)

第5条 所長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

(委員会の設置)

- 第 6 条 研究所における共同利用研究を円滑に進めるため、運営委員会のもとに次の各号 に掲げる委員会を置く。
 - (1) 東京大学宇宙線研究所共同利用研究運営委員会
 - (2) 東京大学宇宙線研究所共同利用研究課題採択委員会
- 2 前項の委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(補則)

第7条 この規則に規定するもののほか、この規則の実施について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。